

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 令和3年6月7日（月）午前10時00分開会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	杉山由祥
副委員長	諸角由美
委員	増田薫
委員	大谷茂範
委員	高橋伸之
委員	鈴木大介
委員	山中啓之
委員	渋谷剛士
委員	宇津野史行
委員	二階堂剛
委員	城所正美
委員	末松裕人

4 出席事務局職員

事務局 長	入江広海
庶務課 長	根本真光
議事調査課 長	鈴木章雄
議事調査課長補佐	飯澤信幸
議事調査課長補佐	河嶋宏
議事調査課長補佐	鈴木加代子
議事調査課長補佐	鈴木美紀
議事調査課主幹	宮田正悟
議事調査課主査	鈴木直樹
議事調査課主査	榎井俊二

5 会議に付した事件

- (1) 陳情について
- (2) 6月定例会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について
- (3) 提出議案について
- (4) 議案付託表について
- (5) 予定表及び日程表について
- (6) 一般質問について
- (7) 令和3年9月定例会会議予定表（案）について

(8) その他

6 会議の経過及び概要	委員長開会宣言	
	議事	
	傍聴議員	ミール計恵、中西香澄、 岡本優子、DELI、 平田きよみ
	傍聴者	15人

(1) 陳情について

杉山由祥委員長

それでは、まず、議題の(1) 陳情についてを議題といたします。
今定例会には、陳情第1号から第3号の3件が提出されております。
事務局より説明を願います。

議事調査課長

陳情につきましては、請願とは異なり、その都度、取り扱いを議会運営委員会で協議することとなっておりますので、議会に付議するか否か、また付議するとした場合、どの委員会に付託するかを御協議願うこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

陳情第1号、松戸市議会に新拠点ゾーン整備に関する特別委員会の設置を求める陳情、陳情第2号、議会運営の正常化を求める陳情、陳情第3号、市庁舎建て替え問題特別委員会の設置を求める陳情につきましては、付議することになりますと、審査は所管の委員会へということになりますが所管はございません。

陳情第1号及び陳情第3号の二つの陳情は、特別委員会の設置を議会へ働きかける内容であること、そして陳情第2号は、議会運営に関しての内容であることから、付議することとなれば、議会運営委員会に付託することになると考えております。

杉山由祥委員長

ただいま陳情第1号から第3号の3件について御説明ありました。これより、この3件について、皆様から御意見を願ひするところではありますが、念のために申し上げさせていただきます。今回の審査は陳情を付議するか否かについての御意見を伺うものであります。その点を踏まえた上で御意見を願ひしたいと思ひます。それでは、よろしくお願ひいたします。

宇津野史行委員

陳情が3件出ておりますが、通常どおり出されまして、また1年間のうちに同じ趣旨の陳情が付託されたことがないと、そういった要件を満たしていることから、通常どおり付議すべきと考えております。

高橋伸之委員

陳情第1号と第3号に関しましては特別委員会設置ということですがけれども、これは議会が必要と判断すれば、設置するものでありまして、陳情としては馴染みにくいと思ひます。また、第2号に関しましても、議会運営委員会で決めたことをまた議会運営委員会ということも陳情になじまないと思ひます。

二階堂剛委員

特別委員会の設置については、庁舎の問題は新拠点を含めて出ています。市民の関心もあるということで、審議を進めるためにも、私は特別委員会をつくったほうがいいと思っていますので、陳情第1号と第3号については付託すべきものと思います。それから第2号についても、議会運営の正常化という、少しもめているように何かとれますけれども、中身は、議会の中でも本会議の質問時間とか、いろいろ議論になったことなので、それについても状況がそれぞれ変われば、やはり議論したほうがいいと思いますので、私は付託したほうがいいと思います。

大谷茂範委員

陳情第1号と第3号については、これはやはり議会運営に関することですので、陳情にはそぐわないのではないかと思います。陳情第2号に関しては、これもずっと議会運営委員会の中で話し合っている話でありますので、こちらについても議論の繰り返しというような形になると思いますので、付議すべきではないと思っております。

増田薫委員

陳情第1号から第3号、全て付議するべきだと思います。市民の関心が高いところでもありますし、議会に対してのこのようにやってほしいという要望というか、思いがあるということなので、付議しないという理由がないと思いますので、付議するべきだと思います。

山中啓之委員

先週PCR検査で陰性の結果が出ましたので、会派として代表意見を言わせていただきます。

陳情第1号から第3号まで付議すべきと考えます。理由は大きく2点あります。一つは、本陳情が規定を守って出されているということです。なじまないものではないと考えます。二つ目が、市民の声を聞くべきだからと思うことです。本陳情、特に第1号と第3号に関しましては、昨年12月定例会に寄せられた陳情と趣旨を、一部ないしは全部同じくするものだと認識しております。

しかしながら付議されなかったのが、今回半年の時を経て、また提出されたわけであり、今、高橋伸之委員や大谷茂範委員からは、議会運営としてそぐわない、なじまないというような言葉がありましたけれども、私はそうは思いません。また、陳情第2号に関しても、議会運営委員会で決めたことだから、市民が口を出してはいけないということは到底ないと思います。むしろ議会運営委員会で決めたことに対して、市民が御納得いただいていないからこそ、こうして外部から御指摘をいただけるのは大変ありがたいことであり、我々はそれを謙虚に、特に議会運営委員会は議会の運営を決める、つまり市民の福祉に直結する場所ですから、謙虚に捉えなければいけないと考えております。

昨年12月3日木曜日の議会運営委員会の議事録を読ませていただきました。伊東英一委員から、特別委員会を設置してくれということに違和感がある、大谷茂範委員からも、

設置すべきかどうかという本庁舎の議論をするのは少しそぐわないのかと思いますなどの御意見がありました。また末松裕人委員からも、本庁舎の特別委員会については、議会のこれ方法論についての御要望である。だからこそ、これは我々議員が、議会を構成する議員の責任として、主体的にしかるべき立場できちんと対応していけばいいということに尽きるのかなというような発言が縷々ありました。

それを受けて私、熟考させていただいた結果、今まで我々が市民の声を聞いて、それを市民に返したという場がまだ確認されていないと思うのです。だからこそ、今回市民が見える形で、議会にこのような場をつくって、特別委員会をつくって、しっかり話し合っていたきたい及び議会運営についてもしっかりやっていただきたいと。つまり、議会運営委員会の範疇を超えたところからの、外部からのありがたい御指摘をいただいたということであり、それについては、我々は謙虚に受け止める必要があると思っております。

特に2号の議会運営の正常化を求める陳情につきましては、今回初めて出されたものがありますが、我々議会運営委員会の一部の委員からは、既に全出席を認めるようにという声や、質問時間、質疑時間及び討論時間などに従来以上の制限をかけるべきではなく、戻すべきだということ、私を含め言わせていただいた経緯があります。

しかしながら、いつになったら、このAB班体制を解除するのか、その基準を教えてくださいと言っても、誰もそこから意見が出ず、また質問時間の回復についても建設的な意見が見えませんでした。あるのは、新型コロナウイルスの影響を危惧して、やむなく減らす、この一辺倒だと私は考えております。

今年2月9日に、議会運営委員に関する要望書を共産党と立憲民主党と政策実現フォーラムとともに、我が会派と4会派で杉山由祥委員長に出させていただきます。そこに書かせていただいたとおり、簡潔に言いますけれども、1番目にはPCR検査を実施して陰性となった議員のみの出席の対策など、できることをやろうということ。2番目は換気の徹底を行うこと、本会議場の扉の常時開放、空気清浄機の導入など、3番目には質問時間に答弁時間を含めない片道方式の導入を検討すること。4番目に委員会等のオンライン化。5番目に定例会ごとに質問時間の制限幅など、柔軟に話し合っ決めて。一般質問時間は1人1時間の原則を念頭にするとといったことが出されましたが、この1点も改善されませんでした。

前定例会における杉山由祥委員長の運営に対して私が指摘を挟んだところ、私の発言以降にすぐ採決を見られるような態度があったことから、私はもっと議論がしたかったなと、個人的に至らぬ意見を言わせていただいているものの、私がまだまだ至らないのだと自分自身思っております。

以上のような経緯に加えまして、先般、皆さん新聞報道で御存知のとおり、3月定例会における質問時間の短縮をしたのは、54市町村のうち、県内でわずか四つだけという記事がありました。野田市、柏市、浦安市だったか、あとは本市です。それに対して柏市議会議員の一部が抗議という形で文書を提出されました。柏市議会のことは柏市議会の方々が決めればよいと思うのですけれども、我々が2月に出した議会運営に関する要望書も、ある意味、そこまで言葉は強くありませんけれども、外部に対して声を出したものだと思

っておりますので、議会運営に関する正常化は喫緊の課題でありますし、世の中のトレンドでもありますので、どうするかを含めて、一度しっかりと場を設けて話し合ったほうがいいと思います。その端緒が市民の声であるということに、何ら異論を挟むものではありません。

また混同してしまいましたが、整理しますけれども、陳情第1号と第3号に関する特別委員会の設置につきましては、我が会派からは、設置の要望書を議長に出させていただいたところですが、公に見える議会としての形というものが、まだ公の文書や会議としてなくて、一般質問や常任委員会などで頻繁に議論されているのに、一同に会して話し合いをすることがないので、やはり調査権を持ち得る特別委員会の付託は、市民から見ても、非常に切なる願いだと思いますので、まずは採択して、特別委員会をつくるにせよ、つukらないにせよ、採択をして市民がどういう思いで、その委員会設置を望んでいるのか聞くことは、議員として最低限果たすべきタスクだと私は思っております。よって陳情第1号から第3号までは付議すべきだと思います。付議すべき対象は議会運営委員会、我々自身だと思っております。

増田薫委員

採決するまでの間に、何か意見を言う時間はあるのですか。

杉山由祥委員長

今です。

増田薫委員

その後すぐ採決ですね。わかりました。

特に陳情第2号、そぐわないという意見が多かったので、今ここで言うしかないと思っております。議会運営委員会で1回採決されたものですので、それをまた蒸し返すことにもなりかねないという御意見もあったかと思うのですけれども、要は、もともと私たちの一般質問は60分ということ、やはりそこを基軸にしていかなないと、今の25分を基準にするのはどうかと思うので、もしこれが付議されなくなっても、議会運営委員会、あるいはこの中心といたらいいかな、このメンバーでどうしていったほうがいいのかという場合は、ぜひ設けてもらいたいということが私の気持ちです。基本的に付議すべきだと思っておりますけれども、もし付議されないとしても、議会としては、続けてほしいと思います。

宇津野史行委員

いろいろ意見が出されました。聞いていて、議会運営に関わることで特別委員会の設置を求める陳情については、議会運営に関わることだからなじまないという話でしたけれども、陳情第2号については、もろに議会運営に関わることなので、理由がよくわからない。議会運営に関わること、全てこの三つともそうであるから、あまり反対の理由が一定して

いないと感じているところですが、その上で申し上げたいと思います。

議会運営委員会、次第を見ますと、この陳情についての後に、6月定例会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についてということで、前回まで宿題になっていたA B入れかえ制について、今定例会どうするかという議論がされると思います。その前の段階で、既に25分までの質問時間の短縮、質疑時間の10分への短縮という議論がされた。その間に出た陳情なのです。

少なくとも市民の方々は、前回、我々議会運営委員会が一般質問を25分に短縮したらどうかというように決めたことについて含め、ご納得していないということが、意思として明確に表示されたと思うのです。それを我々議会がどう受け止めていくのかは、今この瞬間問われていると思っているのです。

もう決めたことだから、市民の皆さんがそれについて何を言おうが、我々が決めたことなのだからという、極めて一方的なことを、これを押し通すのかということが、今、陳情者の皆さん、傍聴者の皆さん、記者の方もいらっしゃるようではございますけれども、その前で我々が問われているということなのです。それを、議会運営のことは議会が決めるのだからという理由一つで、跳ね返してしまうということをするのかどうか。ということが今、求められて、その議論をしているのだというところを、ぜひ共有認識したいと思っております。

この間、この陳情の付託をするかしないかの議論が終わった後、傍聴者の皆さん、退席を求められるのかもしれませんが、実際には、議会運営委員会は法定委員会ですので、傍聴はできるのではないかと考えているのです。ですから、ぜひこの(2)6月定例会における新型コロナウイルス感染症対策、A B班入れかえ制の議論をどうするか。これについてもぜひ傍聴の上で、我々は決めていく必要があるかなと考えているのです。なぜならば、この間、質問時間を短縮するとか、A B班入れかえ制にするとか、さまざまな議会運営に関わる議論について、市民の傍聴がされていない中で、決められてきた経緯がございます。

ですから、我々はこうした議論をこの間尽くしていると言っているわけですがけれども、実際には、市民の前でやられているわけではない議論が、粛々と進められていることについては、少なくとも陳情を出した方々は御納得いただけていないからこそ、こうした陳情が出たのだろうなど。これをぜひ我々は謙虚に受け止めて、やはりこれを市民の皆さんの前で、陳情者の前で、しっかりと議論をしていって、お互いの考えをぶつけ合って、それを公にしていく。そういう手続が、そういった民主的手続が市議会に、我々議会に求められているのではないかと考えておりますので、陳情第2号については、必ず付託したいと思っております。

陳情第1号と第3号の特別委員会の設置についてですけれども、先ほど議論が、特別委員会の設置が必要だという議論になれば、議会が自主的に設置するのだからという話がどなたかから出ていたと思います。

我々日本共産党は、既に山口栄作前議長がいらしゃった令和2年12月定例会の時点で、既に特別委員会の設置をしていただけないだろうかと議長に申し入れをいたしております。その後さまざまな会派が、さまざまな場面で、特別委員会設置についての要望等を

されたと思っております。

その半年間、議会としては特別委員会の設置を、議論すら公の場でしてこなかった。わかりませんよ、内々にはされているのかもしれませんが進んでこなかった。それに業を煮やして、3月定例会にも陳情が出て、今回の6月定例会も出ているわけですから、そうした市民の意を酌んで、我々が半年間なかなかこの議論が進まなかったのに市民に後押しを受けているのです。ぜひこの陳情を機に、特別委員会を設置するということに足を踏み出すべきそのきっかけとして、きちんとこうした市民の声を受け止めて議論をした結果、議会が動く。そうした民主的手続に則った形での議会運営がなされるべきと考えておりますので、陳情第1号、第3号についても、ぜひとも議論したい、付議すべきと考えております。

二階堂剛委員

新拠点ゾーンの特別委員会の設置については、今のやり方だと執行部が案をつくって、全体で議会の本会議で、全員に資料を配って説明する、それぞれのやり方がなくて、それぞれ意見があれば文書で出す。こういうやり方で進めてきていると、執行部主導になっていきますし、一般のというか市民の人には、その辺の経過も、傍聴もできるわけではありませんので、やはり見えにくいと思いますし、審査を進めていく上でも、特別委員会をつくって、定期的に議論していくほうが、ベターだと思いますので、その辺については、ここに書かれていることを含めて、特別委員会をつくるべきだというように、これは陳情第1号と第3号は付託すべきだと思います。

それからもう一度、議会運営の正常化の問題もそうですけれども、当初は、やはり緊急事態宣言ということで短縮しようということで始めたわけですけれども、先ほど新聞報道の例も出されましたが、54の自治体のうち、50自治体は正常に戻って、4自治体だけ、松戸市を含めて四つだという話がありました。

再三私も、出入り口を開けて、普通にやっているということも挙げていたと思いますけれども、そういう意味で状況が変わってきているので、市民から見ても、なぜ松戸市だけという疑問を持たれているわけですから、やはり議論をして見直すべきことは見直していく、そういう意味では、議論の場として付託すべきものではないかと思います。

杉山由祥委員長

そろそろ、話が繰り返してきたのですけれども。

山中啓之委員

先ほどの宇津野史行委員のおっしゃった御意見に賛成といたしますか、非常に共感です。陳情第1号と第3号の新庁舎の特別委員会については、今まさに我々が問われている問題です。そういう意味では2号も一緒なのですけれども、陳情第1号と第3号は、明らかに関心の高い市民が増えていることと納得していないことということがわかります。

また、今回初めてではなくて、半年前からいただいたということは納得されていないこ

とに加えて、市民もそれなりに勉強されてきていることが陳情書からもうかがえることは皆様と同じ認識だと思えます。それに対して、我々が応えないというのはどうなのでしょう。応えて決着をつけるべきなのではないでしょうか、というのが付議をする理由です。

我々松戸市議会は、御存知のとおり、陳情は請願同様に、基本的にフォーマットが整っていれば受理しています。しかし、付議をしないということになると、同一案件ではないので1年以内に提出することができます。

皆さん考えてみてください、どうでしょうか。もし今回この陳情を付議しないで、3か月後の9月定例会、6か月後の12月定例会、また陳情が増えてくる、また同じようなものが来る、これで我々は陳情をしっかり精査して付議するかしないかの意見を決めていると言えるのでしょうか。私は議論がまだまだ足りないと思っていますし、少なくとも納得される市民がそれで減っていないということ、増えているということ、議会運営委員会の決定者たちは一人一人が胸に手を当てて謙虚に考えなければいけないと思うのです。私は付議をしないことを続けていても、市民の意見を真の意味で聞いたことにはならないと思えます。

特に市庁舎に関しては、付議に反対された方々は、これは議会が決めることだからとおっしゃいます。そのとおりだと思います。では、逆にお伺いしたいのですけれども、今、議論を始めている方は、いつ新市庁舎建て替えの特別検討委員会を、どのような形で始めようとしているのでしょうか。そもそも始める気があるのでしょうか。それが見えなから、市民の方からこうやって、御指摘、御意見を陳情という形でいただいているのではないのでしょうか。私はそのように考えております。

また陳情第2号について、陳情の中身にあまり入ってはいけないのですけれども、陳情事項が三つありまして、正常化を求めるといふ陳情の内容ですが、陳情内容が三つあって、三つ目に、議会運営における業務継続計画BCPを策定すると書いてあります。これはまさに我々が2年ほど前から取り組み続けている、コロナ禍対策そのものに直結する話題なので、今まさに議論すべき内容であると思いますので、付議してこれをきっかけに議論を始めてはいかがでしょうか。少なくとも、新市庁舎に関しては、前回の議事録を見ましても、直接反対している方は1人もいらっしゃらないのです。特別委員会の設置だとか陳情の内容に関しては。ただ、始めるタイミングが議会内の自分たちだという主張だと、私は認識しているのです。であれば、陳情第1号から第3号まで全部今やるべきなのではないかと思えます。

議会BCPに話を戻しますと、平成26年9月30日に、松戸市議会災害発生時対応要領が施行されました。前期からいらっしゃる方は覚えていらっしゃる方も多いと思いますけれども、翌年4月1日からは、災害発生時における議員の活動方針が施行されました。これは相次ぐ自然災害を受けて、我々議会が、例えば個別に執行部に問い合わせ、執行部の不要な混乱を招いたりしないようにするためのものであったり、あるいは議員の安否確認が円滑にされるようにといった目的でつくったものと理解しております。

ところが、2年前の秋の台風の時、台風15号から21号があって、非常に千葉県が大きな災害に見舞われたときありましたよね。あのとき台風の対応が明けて、翌週だった

と思いますけれども、私が議会事務局の職員に聞いたのですけれども、この要領や方針によりますと、第1条、第2条それぞれあるのですけれども、市議会議長は市対策本部が設置されたとき、これに協力するため市議会内に松戸市議会災害対策支援本部を設置することがある。ただし、議長に事故があるときは副議長がこれを設置すると書いてあるのです。第4条には議員の安否確認を行うことと、要領には示されております。

ところが、あれほど大きい災害で、市にも災害対策本部が当然立ち上がっていましたが、安否確認はおろか、立ち上がったか立ち上がっていないかの報告も一切なかったのです。混乱させてはいけないと思ったので私、待っていたら、何も来なかったのです。対応明けの翌週か何かに、事務局職員に、そういえば松戸市議会にも災害発生時に議員が行うべき対応要領をつくっていましたよね、また議員の活動方針もつくっていましたよね、あれに基づいて……。

杉山由祥委員長

話がずれつつあるので、もう少し整理してください。

山中啓之委員

わかりました。あれに基づいて対策本部をつくられたのですかと言われたら、何とそのお返事がそんなのありましたかみたいな感じだったのです。対策本部がつけられたかつけられていないかではなくて、要領や方針の存在を職員が御存知なかった、その場にいらっしゃった方が。議長に確認してくださいと言ったけれども、実際は何も行われなかったということがあります。

このときのことを、私は蒸し返す気はありません。私が1人だけ騒いで、市議会が自分たちでつくったものを自分たちで認識すらしない。そして職員に、ほかの議員からこういう問い合わせはありましたかと言ったら、誰も聞いていなかったというのです。これは自分たちが条例をつくっている側の人間たちとしては非常に恥ずかしいなど、私は思いました。つまり、多くの議会において、議会BCPの前身とも言えるべき、このような対応要領や方針が、あまりにもないがしろにされているという事実を、私は今回この陳情の内容の3番から指摘をいただいたものだと思いますので、これを機に皆さんで、一刻の猶予もない災害対策と議員の行動について話し合う機会としませんか。そのためには、陳情を付議することが一番だと思います。命を優先するためにAB班の交代ですとか、質問時間を短くしているわけですから、命を守ろうとしているもの、そして現状を打破して、正常な議会運営に戻そうとしている一つの提言を、議論の俎上に載せない理由はないと私は考えます。以上のようなことから、陳情第1号から第3号について、特に第2号についても付議すべきだと思います。

杉山由祥委員長

大分出尽くした感があるのですけれども、まだ発言されていない方の御意見を伺いたいと思います。

末松裕人委員

いろいろと深まったり浅くなったり、どこで話していいかわからなくなったのですが、まず今回の陳情の願意が事業の内容、あり方だとか、施策の方向性についての願意でないというところに、物足りなさを感じております。

方法論についてと、先ほど私の発言も紹介していただきましたが、我々は付託をするかしないかということが仕事ではなくて、そういう願意に対してどういう、それぞれが市民の代表という立場で、どう捉えてどう議論するかということだと思っているのです。

杉山由祥委員長が最初に、そういう経過も踏まえて、今回の陳情のこのタイミングでの取り扱い方を考えてくれということでしたから、もう散々、この間、杉山由祥委員長にも言いましたけれども何回も同じ話を繰り返して、意見も散々述べてきたという思いがあります。

状況が変わったりだとか、いろいろ判断材料の中で必要であれば、またそういう議論も必要ですねということで、ついこの間ですよ、確かやったのは。随分長い時間をかけて、私も随分意見を言ったつもりでいたのですけれども、そういう経過があるので、新たな論点がなかなか、テーブルを設けられたところで、もう言い尽くした感が今のところはあるものですから、そういったことも含めて、陳情についての取り扱いの意見があったのかなと受け止めています。

だから、そういう状況において、例えば特別委員会の話も、ここで是非論をするつもりはないのですが、市民の皆さんに言われるまでもなく、かなりどのように扱うべきか苦悩しております。多分皆さん同じだと思います。それは我々が責任を持って考えることで、言われたから、はい、つくりましょうかと、何かそこまで気が楽になれないものですから、そういうことも含めて、我々は我々で、その時々を責任を果たしてきているという気持ちもあるので、今回の取り扱いについては、あえてというところがなかなか難しいと。こういうような意見です。

杉山由祥委員長

最後に、鈴木大介委員大丈夫ですか。御意見を言っていない方。

鈴木大介委員

先ほどから皆さん意見を述べられているのですが、高橋伸之委員、大谷茂範委員、そして末松裕人委員と同じく、内容に関しては議会が決定することだと思っていますので、付託すべきではないと思います。

まず、陳情を出された皆様においては、時間がない中、一生懸命考えて、こうやって声を上げられたことに対しては、非常に敬意を表したいと思うとともに、この陳情が出されるという話を、知り合い何人かの市民とかに聞いたのです。大いに結構だという人もいれば、逆に、この陳情第1号、市庁舎に関しては、また特別委員会を設置して、病院と一緒に10年、20年議論する時間が本当にあるのか、地震がどんどん起きているよねという

意見も当然あります。

あと2番目に関しても、私が言ったのではないですよ、こんなことを議論しているぐらいだったら、早く補正予算を通してくれ、うちの経営成り立たないのだと。議会の運営よりも、まずしっかりと経済対策をしてくれよと、何をやっているのだという意見もいただきました。まず声を上げていただいた皆様に対しては、本当に限られた時間の中で敬意を表するのですが、では、私、聞いた意見の人に、陳情を上げてくれよ、では、要らないよそんなのと言ったら、何と言ったかという、そんなことは俺はやりたくないのだ。だから選挙でお前を選んだのだと言われました。

要するに、そういった声を上げられる人と上げられない人がいて、サイレントマジョリティーというの、我々はどこかで後ろのほうで意識しながら、責任を持って意思決定をしていかなければならないという立場です。皆さんのこういった声を上げられたということは敬意を表しつつも、多くの方の違った意見も踏まえた意思決定をするという意味で、やはり、選挙で選ばれた議員がつくった議会運営の中でルールを決めるというのが一番正しいことであり、この陳情第1号、第2号、第3号に関しては議会運営の範疇であり、特に2号に関しては、この議会運営委員会の中で、前回も議論があったということもありますので、付託にはそぐわないのではないかと、会派としては思っております。

杉山由祥委員長

すみません、今の話云々のことをやると、話がずれますので。

宇津野史行委員

そういう意見を、でもそのまま野放しにしておけない。

杉山由祥委員長

傍聴の方に申し上げます。委員会審査の妨げとなりますので、御静粛をお願いいたします。

山中啓之委員

すみません、今のに対して短く……。

杉山由祥委員長

ちょっと待ってください。今の話を広げ過ぎると、これがもともとの話と変わってくるので、今このタイミングで全会派の御意見をいただきましたので、この陳情に関する御意見はここまでにしたいと思っております。

宇津野史行委員

事務局に質問。

杉山由祥委員長

いや、質問とかではなくて何の質問ですか、それは。

宇津野史行委員

いいですか。

杉山由祥委員長

いや、だめですけど何の質問ですか、それ。

宇津野史行委員

傍聴に関する質問なのですけれども、陳情の今の付託をするかしないかのところで傍聴していただいているのではないですか。その後、我々が、例えばA B入れかえ制にするとか、一般質問時間を25分にするとかの議論が、これからなされるわけなのですが、それは傍聴してはいけないものなのかを確認したくて、要は、何が問題になっているかというところ、市民がいない中で決められているところに対して納得いかないという声があるわけで、だったら、市民がいる場で、過程も含めてつまびらかにして、御納得いただけるのか御納得いただけないのかではないかと思っていますのです。御退場願って、密室の中でまた決めましたと言ったら絶対に納得を得られるわけがないのですから。引き続き傍聴するということは、認められるべきではないかと思っていますのですということ、質問させてください。

議事調査課長

議会の公開の原則は、本会議に適用されるものでございます。委員会につきましては、許可があればということになっておりますので、部分的な公開制度になっているのが現状でございます。

宇津野史行委員

そうすると、例えば、これから皆さん、陳情を出された皆さんを含め傍聴者の皆さんが1回退席を求められるのではないですか。その上で傍聴したいと言ったときに、許可をするかしないかを、委員長が判断していくことになるわけですね。

杉山由祥委員長

許可願が出ればということです。ただ、今、御説明があったとおり、これまで議会運営委員会で、陳情の部分に関しては部分的な傍聴は認めてきました。ただ、それ以外の部分を認めてきたケースはありません。

宇津野史行委員

もちろんそれはそうですけれども、許可願が出たケースも多分ないのではないかと思います。

ているのです。仮に陳情者を含め、傍聴者の方々が引き続き自分たちの陳情に関係ある議論がこれからなされるわけです。それに対して傍聴したいという傍聴願が出された場合には、原則傍聴なのではないかと思っていたのですけれども、許可しない理由とか、そういったものが改めて示された上で、許可されないような形になるのか。

杉山由祥委員長

話が本筋の陳情云々の話と、違うので。今もう一回整理しますけれども、先ほど議事調査課長が言ったとおりで、許可願が出て、許可をしたかしないかというケースで言うと、今まではないと。許可願が出たか出ないかは、確認しないとわからないということです。

宇津野史行委員

では、許可願を出せばいいのですから……。

山中啓之委員

何で宇津野史行委員……。

杉山由祥委員長

すみません、これ以上は。仕組みのことですか、これは。

山中啓之委員

同じようなことです。

杉山由祥委員長

同じようなことだったら、もう……。

山中啓之委員

同じような別のことです。

杉山由祥委員長

よくわかりませんね、それは。

山中啓之委員

2点あって、どうしても看過できないので短めに発言します。

まず1点目、今の鈴木大介委員の発言は看過できないと思います。最初に、あまりにも陳情を出された方に失礼な発言であって、これは議会運営委員会の委員として責任を共有できません。取り消しを求めたいと思います。具体的には、自分たちの……。

杉山由祥委員長

再度傍聴人に申し上げます。御静粛に願います。

山中啓之委員

御自身で名前も言わず、陳情なんかいいからといったような、その一市民の声を聞いて、1人か2人かわかりませんが、そういう人もいらっしゃるでしょうし、そうではない人もいらっしゃる中で、議会制民主主義の仕組みを使って、正当に陳情を公的に出されている人がいらっしゃる目の前で、そのような発言は、私は恥ずかしいです、同じ議会人として。これは取り消しを委員長から求めるか、本人に求めていただけませんか。これが、せめてものお願いで1点目です。

2点目、杉山由祥委員長にお伺いします。傍聴の願いがかつて出されたけれども、別の委員会だったと思いますが、杉山由祥委員長に傍聴が認められなかった市民の存在を私は知っております。それを蒸し返す気はありません。

ただ、今の宇津野史行委員の話と、この傍聴者たちの思いを、こちらで必死に鑑みますと、今回の件については、陳情の趣旨と、今の議会運営の今日の議題や日程と関連性が非常に強いので、もしも傍聴願が出されたら、傍聴の許可を続けることによって付議する、しない、それを包含した中で議論をすることがよろしいのではないのでしょうかという、提案です。

委員長にもし思いがあるのでしたら、許可をしていただきたい、願いが出たら。そもそも願いが出るか、書き方なんか知らない人も多いと思いますけれども、そこは市民とのキャッチボールを、委員長の手腕に期待したいと思いますので、これは私からのお願いです。許可の願いが出た場合は、この議会運営委員会に限っては傍聴を認めていただけないでしょうかというお願いです、提案です。よろしく願います。以上2点です。

杉山由祥委員長

これで皆さんの御意見が出そろったということで、ここで採決をとらせていただきたく存じます。

それでは、陳情について、第1号から第3号を一つずつ起立にて採決を行いたいと思います。まず、陳情第1号について、付議することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

杉山由祥委員長

起立少数であります。

したがって、陳情第1号は付議しないことに決定いたしました。

次に、陳情第2号について、付議することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

杉山由祥委員長

起立少数であります。

したがって、陳情第2号は付議しないことに決定いたしました。

次に、陳情第3号について、付議することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

杉山由祥委員長

起立少数であります。

したがって、陳情第3号は付議しないことと決定いたしました。

それでは、傍聴者の方には退席を願います。

休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

杉山由祥委員長

それでは、時間をちょっと過ぎましたので再開させていただきたいと存じます。

傍聴願をまた改めて出されましたけれども、委員長はこれまでの先例に則りまして、許可をしないということで判断させていただきました。御了承願います。

(2) 6月定例会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

杉山由祥委員長

次に、議題の(2) 6月定例会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についてを議題といたします。

本市議会においては、これまでも対策を講じてきましたが、今後の新型コロナウイルスの状況は予測がつかないため、令和3年12月までは原則として現在の形をとり、ワクチン接種等で感染状況に大きな変化が生じた際は、改めて検討していくということとしておりました。その中で、換気及び一般質問、議案質疑時間については、前回5月17日の本委員会において、6月定例会における一般質問、議案質疑についても、これまでどおり1時間に一度は換気等をする。また、会議時間を短くすることが肝要との考え方から、一般質問25分、議案質疑10分とすることを、改めて決定したところであります。

さらに、前回委員会において、本会議場への出席者におけるA B交代制の実施についても皆さんに御協議いただいたところですが、6月20日まで蔓延防止等重点措置期間が延長され、いまだ動向が見えにくいことから、本会議場への出席については、今回改めて協議することとなったのが前回までの経緯であります。

この本会議場への出席者におけるA B交代制は、既に議論になっているところでありますが、御意見を賜り決定させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

何か新たな意見がありましたら。

宇津野史行委員

どちらですか。本会議を出席したら……。

杉山由祥委員長

今、お伺いしているのは、本会議場への出席者におけるA B交代制の実施のみです。それ以外はもう前回決定していますので、今回決定するのは、A B交代制の出席の実施の決定の有無です。

宇津野史行委員

議事進行について。

杉山由祥委員長

どうぞ。

宇津野史行委員

各会派で、前回意見を出し合ったので、持ち帰って、私も幾つか提案させていただいたりしましたので、それぞれ持ち帰った意見を、それぞれ披瀝してもらえばいいのではないですか、まずは。

杉山由祥委員長

新しい意見があったら、披瀝していただきたい。あまり議論の蒸し返しはなじまないの
で。

宇津野史行委員

新しい意見というか、結論として、我が会派としてはこうなって、こうすべきと思いま
すというやつですね。

杉山由祥委員長

そうです。そういうことです。おっしゃるとおりです。
特になければ、前回と一緒にということになりますけれども。

増田薫委員

確かに、前回決定したのだけれども、その都度話し合うと思って……。

杉山由祥委員長

すみません、前回決定したのは質疑の時間の問題です。今お諮りしているのは、本会議
へのA B交代制の実施についての有無のみを、まだ直前までこれは間に合うので、決定は
次回に持ち越しますと言いながら、前回も一応議論をいただいているところなのです。な
ので、その議論と議論の間に新しいことがあれば、何か披瀝いただけませんかというお伺
いの仕方だったので、すみません、聞き方が悪くて。

増田薫委員

A B班に分かれるのはいたし方ないにしても、エビデンスというか、その根拠になるも
のがないので、市民の税金をかけてアクリル板も設置しましたし、マスクの着用もしてい
るし、この場で、わりかし本会議より密なのにいられて、本会議場に半分ということは、
少し整合性はとれていないのではないかと、先ほどの陳情ではないですけれども、やはり
思うのです。根拠になる判断するものがない中で、何となくそのほうがよかろうと決まっ
ていく感じがして、そこはとてもしっくりきていないという感じなのです。

だから、私たち会派としては、検査の徹底をして、万が一ウイルスを持っているという
人が見つかったときには、その方には来ないでもらって、皆さんで普通に会議をやってい
ったほうがいいのではないかと、それはずっと同じ意見なのです。

山中啓之委員

A B班交代制についての結論は一緒です。このままA B班ではないほうが良いと思いま
す。この間にわかったことで、自分なりに調べたんですけども、例えば、東京都練馬区
議会の状況を少し調べたところ、傍聴席まで使って本会議場とみなし、パーティションは

ない、ですが基本半数出席にしているらしいです。

ところが、その半数で、出ている班の人が入るときも、別に何も言われず自由に入る、つまり議長とかほかの人から、何かしら指摘とか確認とか言われて、本人がプレッシャーと感ずることもなく自由に入れるという、事実上の着席した人は誰でも着席を円滑にできるのが当たり前ということになっています。

そしてまた一般質問のときは、練馬区議会では、その議員は入るのですけれども、傍聴席にいらっしゃった方も、本会議の議席に議席の変更を行って行っただけです、本来の席に。聞くと、1日の中に複数回、議席の変更というものが行われるのです。

一方で、我が市議会では、昨年6月に1回議席の変更を、私や3人の議員が認めていたのだというのが最後というか、その1回きりでした。これをもって、後から我が会派の岡本優子議員やほかの議員が、議長に対して、議席を従来の形に戻せないのだったら希望する議員の議席変更を行ってくださいと申し上げている、あるいは、本年5月31日に要望書を出させていただきましたけれども、まだ行われていない。どちらがいいかと言えば、やはり本来の形に戻すことが本来の議会運営のあり方だと思いますし、実際に、ただ単純に、盲目的にAB班交代制、従来型で松戸市議会のように続けるよりも、よりよい事例を発見しましたので、今のAB班交代を続けるのであれば、それは反対せざるを得ないという意見です。

また、これは会派の意見ではないですけれども、先ほど採決の際に、宇津野史行委員が、もしこれを付議しないなら居続けますといった発言を耳にしました。これは我が会派の岡本優子議員も一緒ですけれども、世の中が、先ほどの陳情付託のときにも言いましたけれども、回復の方向に向かっていると。

千葉県内では3月定例会の時間短縮ですとか、あるいは半数出席ですとか、どんどん減っていているということからも、やはり我々も単純に今の従来型を続けるべきではないところを模索して、今、私が言ったのよりももっといい意見があれば、そちらの意見を出し合って、議員としての仕事をさせていただきたいなと思う次第であります。

以上のようなことから、AB班交代制、半数出席は見直すべきだと思います。

杉山由祥委員長

それでは、ここで……。

何か新しいことありますか。

宇津野史行委員

この間、職員が感染ということがあって、相当職場では濃厚接触者が出て大変なのかなと思いきや、一緒に働いていようが、隣の席に座っていようが、濃厚接触者ではないみたいな話になってしまっていて、大分濃厚接触という位置づけが変わってきたなと思っております。我々議会で議場において、基本私語はしないし、マスクもつけて前を向いて聞いている。濃厚接触ではないのではないですかね、と思うわけなのです。

そういう中で、我々がAB班交代制にする理由が、果たしてどこまで正当性があり、市

民の皆さんが納得いただけるのかは、極めて疑問、科学的根拠が示されていないのではないか、先ほど増田薫委員がおっしゃっていました。市民の皆さんも、従前に戻すべきではないかという指摘もしている。そして、他市でどうなのかといったら、正常化に向けてどんどん動いていて、松戸市が取り残されているとするならば、科学的根拠も希薄で、市民の声も聞かず、他市の事例も見ない松戸市議会の感染対策って一体何なのと、疑問は、我々自身が思わないかなと思っております。その上でですけれども、ＡＢ班交代制は、やはりこれを機会に、ほかでやっているのですから、本市がそこまでこだわる理由がもうないのです。

議席１個ずつにアクリル板をつけているなんて、少数派です。我々はアクリル板をつけて、アクリル板に仕事をさせて、我々は控室でインターネット中継を聞いている。アクリル板は要らないではないですかという話になりかねないですし、少なくとも希望者を再度議決の変更を行うことで入れていく、この２点をどちらかにしていただきたいと思っております。最低限です。

今回、先ほどの陳情の付議の話がございました。私はこの問題について、改めて議論する場か、今後委員会という形で、市民の皆さんの前で持たれるのであれば、ＡＢ班交代制が仮に今後どうなるか、仮に決まったとしても、それには従おうと思っていましたが、どうも付議されず、議論の場が市民の公開の場で持たれないということであれば、私はどういう結論になったとしても、我々党派としては、本会議場に全て出席をいたしますので、これだけは申し上げておきたいと思っております。

末松裕人委員

今日の朝氣がついたことで、朝ここに来る前にテレビを見ていたら、今の時事の話題を取り上げながら、毎朝コメンテーターがずらっと、こういうところへ並んでやるではないですか。この緊急事態宣言の前までは、みんなパーティションでやっていたのです。それが今日見たら、解説の先生以外みんなオンライン出演なのです。額縁の中にそろって、ずらっと並んでいる。ということは、今日的な状況、メディアは国民目線をすごく気にしますから、国民の今のこの状況に対する、そういうことのあり方は、やはりそのような捉えられ方なのかと、これは今日の朝の気づきだったものですから、御紹介だけしておきます。

二階堂剛委員

繰り返して言っていますけれども、議場も先ほどから出ているパーティションもみんなつけているし、それからマスクもしているし、なおかつ科学的にやるのであれば、蔓延防止のときにも、東京都がお墨付きをつけるためには、空気中の二酸化炭素の濃度設定器を取りつけさせるとか、いろいろなことをして営業を進めるための許可を与えるやり方をしている。

今度の変異株と言われる新型コロナウイルスは、特に換気が重要だという話がされているので、そういうことからすれば、本市議会も心配だとかいうのではなくて、科学的にもう少しやるのであれば、そういう濃度設定器を一つか、２台ぐらい本会議でつけてみて、

それで状況を判断して、正常に戻していくというやり方もあるのではないかと思います。

だから単純に、AB班交代制でそれでいいのかという、また議論も出てくるでしょうから、一度そういうことも、これは要望ですけれども、幾らぐらいの機械、そんなに高くなさそうなので、そんなのもぜひ試みていただいて、また議論をしていくのもということで、これは要望として提案させていただきます。

山中啓之委員

委員長に質問していいですか。

杉山由祥委員長

質問というのは、この本題に関するのでしょうか。

山中啓之委員

もちろん。

杉山由祥委員長

はい。

山中啓之委員

採決はAB班交代制にする、イエス、ノー、それだけをとられるおつもりですか。

杉山由祥委員長

そのとおりです。

山中啓之委員

だとしたら、一言申し上げなければならないことがあります。

直近の宇津野史行委員の発言で、もし今回の陳情が付議されず、公開の場で議論もされなかったら、我々は本会議場にとどまるという発言がありました。議会運営委員会として話し合わなければいけないことが、一つ増えたように思います。少なくとも議席の変更についての扱い、AB班交代制にするかしない派で、今までとおり採決が進んでしまうので、態度が変わらない方が多いのではないかと思います。その折衷案が出されれば、そこで落ち着く場合があると思うのです。

といいますのは、もしこのままAB班交代制案だけの採決がされますと、昨年6月定例会のように、私や中西香澄議員が座って、それを身体的に危険だとお感じになった議員が、一斉に会派を挙げて起立されて議場を出ようとされた事件がありました。それによって、流会になりそうになりましたことを恐れた、当時の山口栄作議長が休憩をとられて対応されたということがありました。

もし今回、宇津野史行委員の会派が全員でそういうことをされたら、また同じような行

動原理をされないとも限りません。あのときは非常に大きな議論になって、改めて議会運営委員会などが開かれて、幹事長会議も開かれました。少なくとも議会運営委員会が開かれて、その議員たちの御協力という言葉だったと思いますけれども、座っている人の隣の議員が協力するという形で、協力をいただいたので、さようお願いしますというようなアナウンスが、議長からも、議会運営委員会の委員長からも図られたように記憶しております。

ですから、もしＡＢ班交代制になって、既に似たような状態が、６月定例会と同じような状況が想定されるのであれば、同じようなことが起きて、６月定例会が流会してしまう危険性があると私は感じますので、議会運営委員会でこの点を議論していただきたいというのが一つ。

もう一つは、先ほどから各会派から出されています折衷案、ＰＣＲ検査を受けて出たらどうかとか、あるいはパーティションの効果検証をしてはどうかとか、合理的な科学的根拠に則った、少し従来の議会運営に戻すことを考えて採決をとっていただけないでしょうか。

少なくとも市民からは、本会議場でパーティションがあるのに半数で、委員会室は密なのに、パーティションがないのに、長時間議論していることに違和感を感じている、矛盾があるという声がある以上、それに対して答える場がないまま、自分たちのことを続けているのは独善的だと市民から見られてしまうと思います。

休憩 午前１１時１５分
再開 午前１１時１９分

杉山由祥委員長

再開します。

城所正美委員

議員はみんな３０代の方から８０代ぐらいの方までいらっしゃると思うのです。幅広く、ややこしいことは感染経路がわからない。東京都も半分やそれ以上の感染経路、あとは家庭内感染です。かかった人もそうだし、かかっていなくても心配している人もたくさんいらっしゃるって、もう人混みがあったらそれをよけるという方もいらっしゃいますし、そういった部分では、私は、やはり俺は絶対にかからないのだと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、現実にはわからないですし、そういう御心配をなさっている。声には出してはいないかと思えますけれども、やはり心配なさっている方も中にはいらっしゃるかと思っておりますので、そういった部分では議会とはいえ、そういう部分でも寄り添うべきだと私は思っております。

杉山由祥委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

なければ、ここで意見が出そろったということで、この辺までにさせていただきたいと存じます。

宇津野史行委員

討論のようなことをしてはだめなのですか。

杉山由祥委員長

いや、しないです。

宇津野史行委員

では……。

杉山由祥委員長

何ですか。

宇津野史行委員

討論時間が持たれないのであれば、最後に意見を。

杉山由祥委員長

もうかなり出尽くしているので……。

宇津野史行委員

もう議論ではないので。

杉山由祥委員長

新しいところをきちんと披瀝してください。

宇津野史行委員

新しいところで我々の会派は、先ほどA B班交代制になっても出席させていただきますということは申し上げた、これが新しいことなのですが、加えて、先ほどの山中啓之委員の御懸念、ほかの議員、隣の議員が退席してしまうのではないかとか、あとは、城所正美委員がおっしゃった、心配な議員もいらっしゃるのではないかとということに関して申し上げますと、我々は本会議前にPCR検査、私も結果待ちではありますが、そういったものは既に会派として実施をして、本会議に臨んでいきたいと思っていますので、少なくともむやみに恐れてというよりは、可能な限り科学的根拠を示した形で参加していきたいと考えて

おりますので、その点を御斟酌いただきたいと思います。

杉山由祥委員長

それでは、ここまでにさせていただきたいと存じます。

では、採決させていただきます。

お諮りいたします。6月定例会における本会議場への出席者におけるA班B班交代制の実施について、これまでどおりA班B班交代制とすることに賛成の方の御起立を願います。賛成の方の御起立です。

[賛成者起立]

杉山由祥委員長

起立多数であります。

したがって、さよう決定をいたします。

- (3) 提出議案について
- (4) 議案付託表について

杉山由祥委員長

次に、議題の(3) 提出議案について及び議題の(4) 議案付託表についての2件を、一括して議題といたします。

事務局より説明願います。

議事調査課長

まず、議題の(3) 提出議案につきまして御説明いたします。

今期定例会に市長から提出された議案は、補正予算が3件、条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、契約の変更が1件、専決処分報告及び承認が2件、監査委員の選任が1件、人権擁護委員候補者の推薦が1件の合計14件でございます。

次に、議題の(4) 議案付託表につきましては、お手元に配付の令和3年松戸市議会6月定例会議案付託表に基づいて説明させていただきます。

まず、総務財務常任委員会につきましては、議案第3号、令和3年度松戸市一般会計補正予算(第2回)、議案第7号、職員のサービスの宣誓に関する条例及び松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定についての4件を、次に、健康福祉常任委員会につきましては、議案第4号、令和3年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)、議案第5号、令和3年度松戸市介護保険特別会計補正予算(第1回)、議案第11号、松戸市青少年プラザ条例の制定についての3件を、次に、教育環境常任委員会につきましては、議案第6号、松戸市役所支所設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、契約の変更について(松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業)の3件を、それぞれ付託する予定でございます。

杉山由祥委員長

ただいまの事務局の説明に、何かございますか。

宇津野史行委員

議案第8号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び松戸市国民健康保険条例の一部改正、これは何となく健康福祉常任委員会のような気がするのですけれども、総務財務常任委員会になった理由は何ですか。

議事調査課長

提出される担当部署によって、松戸市議会委員会条例により所管が決められておりますので、それに沿ったものでございます。

杉山由祥委員長

事務所掌ですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、なければ、さよう決定させていただきます。

(5) 予定表及び日程表について

杉山由祥委員長

次に、議題の(5) 予定表及び日程表についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

議事調査課長

まず、予定表についてでございますが、お手元に配付の令和3年松戸市議会6月定例会会議予定表により御説明いたします。

招集日の6月8日は、まず開会前に、4月1日をもって病院事業管理者に就任された横須賀収病院事業管理者から就任の挨拶がございます。続いて開会し、諸般の報告として、まず市長から、報告第1号、令和2年度松戸市一般会計予算（継続費繰越計算書の報告について）、報告第2号、令和2年度松戸市下水道事業会計予算（継続費繰越計算書の報告について）、報告第3号、令和2年度松戸市一般会計予算（繰越明許費繰越計算書の報告について）、報告第4号、令和2年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計予算（繰越計算書の報告について）、報告第5号、令和2年度松戸市下水道事業会計予算（繰越計算書の報告について）、報告第6号、令和2年度松戸市一般会計予算（事故繰越繰越計算書の報告について）、報告第7号、委任専決事項の報告について、報告第8号、債権放棄の報告について、以上8件の報告がございます。

次に、松戸市文化振興財団ほか2団体の経営状況を説明する書類の提出があった旨の報告があります。さらに、監査委員から、定期監査の結果について1件、例月現金出納検査の結果について3件、以上4件の報告があります。

続いて、議会運営委員の選任について、3月24日付けで、会派の構成により委員が変更された旨の報告があり、続いて、常任委員の変更について、それぞれ4月7日付けで所属変更の申し出があり、許可された旨の報告がございます。

その後、議事に入りまして、日程第1、会議録署名議員の指名ですが、今期定例会は、議席番号29番、織原正幸議員と30番、渋谷剛士議員の2人をお願いする予定でございます。次に、日程第2、会期の決定ですが、会期は6月8日から6月23日までの16日間の予定となっております。次に、日程第3、議案第1号及び第2号、専決処分の報告及び承認の2件を一括議題とし、提案理由の説明、質疑、議長発議により、委員会付託省略、討論、採決となります。また、討論につきましては、通告制ではなく、挙手により議長からの指名で行われますので、よろしく願いいたします。なお、質疑通告は1名の議員からございました。次に、日程第4、議案第13号、監査委員の選任及び議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦を議題とし、提案理由の説明、質疑、議長発議により委員会付託省略、討論、採決となります。当初議案として提出された人事案件につきましては、原則として招集日に議決をするという申し合わせが、平成24年9月の議会運営委員会で決定していることから、ここで議題といたしております。また、討論につきましては、本件も挙手により議長からの指名で行われますので、よろしく願いいたします。なお、本件に

についての質疑通告はございませんでした。次に、日程第5、議案第3号から第12号までの10件を一括議題とし、提案理由の説明があります。以上で、明日の招集日は散会となる予定です。

次に、一般質問は6月9日、10日、11日、14日の4日間を予定してございます。6月14日、一般質問最終日の日程ですが、日程第1の一般質問終了後、日程第2として、議案第3号から第12号までの10件を一括議題とし、質疑、各常任委員会付託となります。

次に、日程第3で陳情の記述がございしますが、先ほどの御決定により削除となります。

次に、常任委員会の開催予定ですが、6月16日、総務財務常任委員会、17日、健康福祉常任委員会、18日、教育環境常任委員会、資料裏面になりますが、21日、建設経済常任委員会を、それぞれ10時から、いずれもこの第2委員会室での開催を予定してございます。

6月23日の最終日は、まず、日程第1で、議案第3から第12号までの10件を一括議題とし、各常任委員長報告、質疑、討論、採決となります。次に、日程第3、所管事務調査の許可が、陳情、先ほどの決定により、日程第2を削除し、日程第3が日程第2として繰り上がる形になります。

次に、諸般の報告として、全国市議会議長会からの表彰状の伝達を予定しています。詳細につきましては、後ほど庶務課からお知らせいたします。

最後にもう一度、表面に戻っていただきまして、意見書決議案等の提出期限は6月9日水曜日、午前10時までに、議案質疑通告は翌10日木曜日の午前10時までとなっております。

庶務課長

庶務課より、全国市議会議長会表彰の伝達について申し上げます。配付いたしております資料に記載のとおり、議員在職30年以上、中川英孝議員が、議員在職10年以上、山口正子議員、関根ジロー議員、鈴木大介議員、石井勇議員、原裕二議員、大橋博議員がそれぞれ表彰の栄に浴されております。祝辞を小沢暁民議員団長より、また、謝辞を中川英孝議員より、それぞれ行っていただく予定です。

杉山由祥委員長

ただいまの事務局からの説明でよろしいでしょうか。

山中啓之委員

山中啓之です。2点あります。1点目が、議事調査課長の御説明で、6月21日の建設経済常任委員会のときから、資料の裏面をめぐっていただいとのおっしゃったと思うのですが、会議予定表だと表面にあるのですけれども、皆さんと資料が違うのか確認をお願いしたいのが1点です。

議事調査課長

1点目ですが、私の説明の間違いでございました。

山中啓之委員

結構です。

2点目としまして、今、庶務課長からありました表彰の件についてですけれども、30年と10年表彰がありますが、辞退された方はいらっしゃったのでしょうか。また、辞退するかしないかは、どのようなタイミングで聞かれているのですか。自分のときに聞かれずに、トラブルというか、辞退しようとしていたのに賞状と物が用意されていたことがありましたので、そこら辺は議員の身分に関わることで、丁寧に説明された上での結果か、併せてお答えください。

庶務課長

辞退された議員は2名ございます。公明党とお伺いしております。

杉山由祥委員長

どなたですか。

庶務課長

辞退は、高橋伸之議員と伊東英一議員です。

杉山由祥委員長

よろしいですか。

庶務課長

タイミングというか、これは事前にお伺いしているものをそのままということで……。

山中啓之委員

事前に伺っているのですか。

庶務課長

ええ。

山中啓之委員

私のとき伺われなかったのです。

庶務課長

それをお聞きしてそれがそのまま継承されています。

山中啓之委員

送られてくる前ということですか。

庶務課長

はい。

山中啓之委員

わかりました。結構です。ありがとうございます。

杉山由祥委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

杉山由祥委員長

なければ、さよう決定いたします。

(6) 一般質問について

杉山由祥委員長

次に、議題の(6)一般質問についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

議事調査課長

今期の一般質問につきましては、34人から通告がございました。質問事項103件、質問要旨が181件となっております。一般質問につきましては、議長と議会運営委員会正副委員長と相談いたしまして、1日目を10人、2日目が8人、3日目が10人、4日目が6人であればと考えてございます。

杉山由祥委員長

ただいまの件、よろしいでしょうか。
10、8、10、6人です。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

杉山由祥委員長

次に、一般質問の通告内容について、事務局から何かございますか。

議事調査課長

事務局からは特にございません。

杉山由祥委員長

以上、一般質問はよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

杉山由祥委員長

なければ、さよう決定させていただきます。

(7) 令和3年9月定例会会議予定表(案)について

杉山由祥委員長

次に、議題の(7) 令和3年9月定例会会議予定表(案)についてを議題といたします。
事務局より御説明願います。

議事調査課長

では、お手元の令和3年9月定例会会議予定表につきまして、議長と相談させていただき、市長と協議した結果の案でございます。会期は8月31日から9月27日までの28日間を予定しています。

それでは、順次説明させていただきます。請願・陳情の提出期限は8月20日金曜日の正午となっております。議案の説明予定日は23日月曜日でございます。招集告示日は8月24日火曜日、一般質問の通告は、8月24日火曜日、25日水曜日、26日木曜日の3日間で、通告期限は26日の午前11時となっております。

議会運営委員会が8月30日(月曜日)、午前10時、招集日は翌8月31日火曜日、午前10時、一般質問は、9月1日、2日、3日及び6日の4日間となります。常任委員会の開催は、9月8日が総務財務常任委員会、9日が健康福祉常任委員会、10日が教育環境常任委員会、13日が建設経済常任委員会となります。

次に、決算審査特別委員会についてですが、9月6日に、議会選出監査委員2名を除く42名で決算審査特別委員会を設置し、正副委員長の互選を行う予定でございます。常任委員会による分科会方式で、14日健康福祉分科会、15日教育環境分科会、16日建設経済分科会、17日総務財務分科会の開催となります。なお、総務財務分科会を4日目にしておりますのは、分担の歳入審査を通告制としていることから、4日目の開催となっております。

さらに、9月22日は決算審査特別委員会の全体会の開催となります。そして定例会最終日は、9月27日を予定してございます。説明は以上ですが、決算審査特別委員会の詳細につきましては、8月30日に開催されます議会運営委員会で、改めて説明させていただきたいと思っております。

杉山由祥委員長

ただいまの説明に対して、何かございますか。

宇津野史行委員

これ、具体的には、今後また議論されていくことになると思うのですが、1点だけ確認させてください。9月定例会の一般質問が4日間になっています。通常の時間に戻るのであれば、わからないですけど、今後の議論で。そうすると5日間とっていないと足りなくなるということが考えられるのです。ですので、このあたり、5日間とっておいたほうがいいのではないですかという話です。

議事調査課長

事務局といたしましては、12月定例会までを原則として、このやり方というようなことを承っておりますので、それによつての予定でございます。それに変更がある場合には、こちらの予定表も変更にならうかと考えてございます。

宇津野史行委員

そうすると、仮にですけどね、5日間という話になると、最終日がずれ込んでいくという認識になるのですか。もしもの話で申しわけないのですけれど。

議事調査課長

そのときの協議にもよるとは思うのですが、これまでの変更からすると、始めを変えるよりは最終日を延ばすほうが、調整がしやすいのではないかと思います。

宇津野史行委員

これはあまり例のないことで、私もよくわからないで聞いているのですけれども、では、後ろを1日ずつずらすとなってくると、執行部の皆さんもそれぞれ対応が1日ずつずれていったりするではないですか。いきなり言われても困るみたいな話が出るとか、どれぐらいまでは、せめて決めておかなければいけないみたいな、お尻つてあるのではないかと思います。

そのあたりを見据えて、今後議会運営委員会で日程をどうするか、時間をどうするかについて議論のタイミングを図っていただければと……。

杉山由祥委員長

なるべく早めにとということですね。

宇津野史行委員

よろしく申し上げます。

山中啓之委員

質問ですが、8月23日(月曜日)の議案説明について、これはその他で話したほうがよろしいのか。今回YouTubeで議案説明が行われましたけれども、そのフィードバックですとか、どうやるのかは、今お話ししたり意見を言ってもよろしいのでしょうか。

杉山由祥委員長

それは、その他の議題で予定しております。

山中啓之委員

かしこまりました。では、そのときに譲ります。

杉山由祥委員長

その他の議題で、オンラインの今回のフィードバックや、皆さんの御意見もいただきましたと思います。

山中啓之委員

では、後に譲ります。

杉山由祥委員長

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、さよう決定いたします。

(8) その他

杉山由祥委員長

次に、議題の(8)その他について、事務局から何かございますか。

議事調査課長

まず、会議予定表に記載のない会議についてでございますが、お手元に配付の令和3年6月定例会中に開催が予定される会議一覧を御覧ください。

広報委員会ですが、6月8日火曜日、本会議終了後、こちら第2委員会室で行う予定でございます。また、幹事長会議を6月10日木曜日、本会議終了後、やはりこちらで開催の予定でございます。それから6月23日、最終日ですが、幹事長会議を午前9時、こちら第2委員会室、その後、議会運営委員会をこちらで、幹事長会議終了後に行う予定でございます。そのほか委員会等開催される場合については、正副委員長と協議の上、後日各委員に御連絡させていただきたいと考えております。

2点目は、会議出席の服装についてでございますが、本年10月31日までの節電ビズ軽装月間における会議での服装につきましては、上着着用、ノーネクタイでと、議長に御決定いただいた旨、御案内しておりますので、よろしく願いいたします。なお、会議中上着をとることにつきましては、本会議では議長が、また、委員会では委員長が判断されることとなりますので、よろしく願いいたします。

それから3点目、マスク、マイボトルについてでございます。マスク着用については、議員、執行部とも、本会議では議長が、委員会については各委員長が、前もって許可をしてございます。また、委員会へのマイボトルの持ち込みについては、議員、執行部とも、各委員長が前もって許可をしておりますので御承知おきください。

それから、写真の撮影についてです。秘書課から市長が行う提案理由の説明場面等を撮影したい旨の許可申請が提出されておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほどのYouTubeで行いました議案説明の件ですが、再生回数は延べになりますので124回、その中で「いいね」をいただいたのが1件となっております。事務局への問い合わせ等でございますが、操作上のことでの問い合わせは何件かございましたが、それ以外は特に御意見等いただいていないところでございます。

庶務課長

庶務課より傍聴のことについて御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本会議及び各委員会の傍聴を希望される方には、傍聴受付時に体調についてお伺いするとともに、万が一に備えて、連絡先を申請書に記入していただくなど、また傍聴の際には、マスクの着用と手指消毒をお願いするとともに、傍聴席については、密集・密接を避けるため、間隔を空けて着席していただくよう、引き続きお願いしてまいります。

杉山由祥委員長

以上その他でしたが、何かございますでしょうか。

山中啓之委員

確認です。

まず、服装、節電ビズについて、ノーネクタイで上着着用、議長が脱いでいいと言われた場合は脱いでいいということですが、登壇時は上着着用が義務なのかどうか、私、かつて上着を脱いで登壇したことがありますして、それ以降はたまたま着ているのですけれども、着ていないと注意されたり、議場がわざわざつくときがありますので、確認をさせてください。暑い方は上着をおとりくださいとあって、登壇しているときが一番熱くなるのです。なので、その点を確認させてください。それが1点。

あと、マイボトルの許可は、本会議と委員会と聞こえたのですけれども、本会議は違いますか。その点の確認が2点目。

あと、庶務課の傍聴者に連絡先を聞くのは、電話番号かメールなのか、どのようなときに連絡をするのか、個人情報に関わる場所なので、詳しく教えてください。

議事調査課長

登壇時に、上着が必要か必要ではないかということの規定は……。

山中啓之委員

義務、義務……。

議事調査課長

義務ですか。義務……。

山中啓之委員

申し合わせなのか。あるかないか一言で、理由はいいです。

議事調査課長

事務局として、そこは把握しているところではございません。

山中啓之委員

わかりました。

議事調査課長

マスク着用については、議員、理事者とも、本会議では前もって許可をしているということでございます。また、委員会についても同様でございます。マイボトルにつきましては委員会のみでございます。

議員それから執行部とも、各委員長が前もって許可をしておるということでございます。

庶務課長

傍聴者にお伺いしているのは電話番号になります。万が一新型コロナウイルスの感染者が出た場合の連絡先ということでお伺いしています。

杉山由祥委員長

よろしいでしょうか。

山中啓之委員

わかりました。

杉山由祥委員長

では、ほかに何かございますか。

特になければ、あとY o u T u b eの件は、特に皆さん問題なかったということでよろしかったでしょうか。

山中啓之委員

Y o u T u b eの件ですけれども、そもそも、これは委員長と事務局というのかな、執行部で話し合われて、急に始まったと理解していますので、この点についてはフィードバックが必要だと会派では話し合いました。

結論から言うと、密を避けるという1点においてのみ、メリットは確認されました。一方で、デメリットが幾つかありまして、やはり今までやっていた相互のコミュニケーションというか、ちょっとした確認ができないということ及びほかの会派さんから聞いている意見なんかも聞けないということがありました。

対案としては二つありまして、密を避けるだけならば、今回Y o u T u b eで、私は1.5倍速にして聞かせていただいたのですけれども、正直、こういうことを言うてしまうと、身もふたもないのですけれども、執行部の方が原稿を読まれているだけなのです。ならば、その原稿いただけるほうが自分の速さで読めるので、理解がより進むので、動画にする必要性はないのではないかという意見が出ました。

Y o u T u b eの中で電車が通ったりですとか、あとは緊急車両が通ったりですとか、やむを得ないようなものも含めて雑音が多く入ったので、音量の調節が必要だったと思いますが、あまり絞ってしまうと、それはそれで聞けなくなってしまうので、本題のほうがやはりここについても、今もまさに電車が通っていて、こういう感じになるのですけれども、紙でいただいたほうがベターだと思いました。

ただ、どうしてもペーパーレスの話がまだ続いているのでしたら、ペーパーレスも含めて、対案としましては、今、民間では当たり前のように使われているようなオンライン会議システム、例えば、Z o o mなどを利用すれば、この双方向という点も、密という点も

回避できますし、技術的にも同じようなものができるので、中途半端なY o u T u b eにするよりは、よりよい改善を求めていける場がもしあるのであれば改善を求めたいということが、我が会派の意見です。

杉山由祥委員長

ほかにございますか。

宇津野史行委員

やってみまして思ったことは、それぞれ職員の皆さんがいろいろなやり方しているのだということがわかりました。驚いたのは、提案理由については、お手元の書面を御覧ください、終わりという話で、何の説明にもなっていないのが2個ぐらいあったのですが、これだったら動画も要らないという山中啓之委員のお話を聞いていても、納得できる部分はあったのですが、執行部にも聞いてみました。どうでしたかと何人かの課長に。そうしたら、とても緊張したということと併せて、おっしゃっていたことは、やはり議員の顔色を伺いながら説明したいと言っていました。

聞いていて、うんと首をひねっている議員だとか、うなずいている議員だとかがあると、自分の説明がきちんとわかりやすくできているのかとか、何か首をひねっている人たちが多から、説明がだめなのではないとか、そういうところをやはり見て話をしたいというところは、かなりの方々がおっしゃっていたのを耳にしました。

ですから、そういった意味では双方向性は、向こう側も求めている部分かと。その中で感染症対策ということをやろうのであれば、先ほどのZ o o mの話ではありませんけれども、そういった形での参加も認めていく、全員が全員46人、44人が全員、Z o o mでつながっていなければいけないというわけではないですが、希望する議員は、そこでZ o o mでつながった形での双方向の議案説明も、認めてもいいのではないと思ったところです。それがお互いの執行部と議会のためにもなるのかと思いました。

Z o o mが大変だということのだったら、撮影現場に聞きたい議員が参加させてもらって、そこで説明を受けながら、場合によっては総括的な確認事項も行って、それごと配信するような形、何らか今の形をさらに進めた形での対応が必要ではないかと思ったところです。

杉山由祥委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

初めてのことなので、いろんな御意見はあると思いますので、ぜひ出していただいて、残念ながら、やはり「いいね」の1件が私の1件だけだったということで、寂しい思いはしているのですが、よくなかったらよくなかったと、言ってもらいたいのです。初

めてのことですから。

増田薫委員

このような試みは、もとてもいいと思いました。3日間のうち、3日目の終わりの時間、夜9時ごろ少し見直してみようかと思ったら、もう公開されてなかったの、夜は見られないことはわかったのです。だから5時までで終わったのか。そこが……。

宇津野史行委員

いや、3日間。

増田薫委員

わかりました。すみません。

3日目の日付が変わるまでは見られるという意味なのですね。

議事調査課長

今回5月31日からでありましたので、31日の10時から翌日1日、2日まで3日間は担保していただいたのですが、作業の関係から、6月3日の朝8時半にストップをかけた。

杉山由祥委員長

始めと終わりの時間は、事前に設定したものを皆さんに教えれば済む話ではないかと思うので。

今回は初めての試みなのですけれども、やらせていただきまして、何回も見られるとか、いろいろほかにもメリットはあったのかと思うのですけれども、足りていない部分、説明者のほうの表現の部分に関しては、なかなか我々がどうこうというのはあるのですが、ブラッシュアップしてもらいたいと思うのですけれども。次回もこのような感じで少し進めさせていただくということよろしいですか。

宇津野史行委員

同じ形だと困る。もう少しブラッシュアップして、何らか新しい試みを議会で盛り込む形での踏襲が……。

杉山由祥委員長

あとは、動画で撮るのにマスクする必要があるのかとか、音の問題ですね、あと、資料の読み上げだけではなくて、何かこう画像でお示しするものがあるかどうかとか、その辺は技術的な問題になると思うので、そこは期待したいと、何かあったらアドバイスをあげてください。

宇津野史行委員

課長たちが前に座っていて、その前でやっていたのです。だからマスクは必要なのではないかということ。

杉山由祥委員長

初めてのことだからみんな結構緊張した顔でやっていて、なかなかここに関係者もいるから、あまり言いづらいけれども、下ばかり見ている原稿を読んでいたのですけれども、そこはそこで改善を期待しましょう。

他にはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

その他、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長散会宣告
午前11時58分

委員長 署名欄	
------------	--